



埼玉県報

第2149号

平成22年1月15日

金曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [川口都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [新座都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [戸田都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [上尾都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [金屋土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [旭土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)

- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業赤平川地区（下蒔田地区）（中山間地域総合整備事業）の換地処分\(農村整備課\)](#)
- [幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業の事業計画の変更（第3回）\(市街地整備課\)](#)
- [粕壁三丁目A街区第一種市街地再開発事業に係る事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [国道二百五十四号の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [国道二百五十四号の供用の開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人C E T
- 三 代表者の氏名
石田 由美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市南前川二丁目五番地十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、世界中の子供たちや、身体的に障害を負う者達に対し、教育現場、国際交流を通し、技術、物資等の支援を行い働く場所、教育を受けさせ少しでも貧困な子供たちを助けることに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉ダルク
- 三 代表者の氏名
西田 隆男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番一二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で援助を必要としている薬物依存症者に対し自立生活支援を行うこと、又その家族に対し相談及び必要な援助を行いながら、広く一般に薬物依存症に関する普及啓発活動を行い、もって薬物依存症者の社会復帰及び就労の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十六号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十七号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十八号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十九号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十一号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク・ケーヨー宮地店

秩父市下宮地町五千九百二十二 一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二七〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二七〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六七台

廃棄物等保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五七・三三立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 六九・七五立法メートル

ハ 変更年月日

平成二十二年八月二十五日

ニ 届出年月日

平成二十一年十二月二十四日

三 縦覧期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）越谷コミュニティプラザ株式会社 代表取締役社長 板川文夫

越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

（変更後）越谷コミュニティプラザ株式会社 代表取締役社長 高橋努

越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ハ 変更年月日

平成二十一年十二月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十一年十二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五〇六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二六四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 五カ所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 三カ所

八 変更年月日

平成二十二年八月二十五日

二 届出年月日

平成二十一年十二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

日高市字鹿山三百八番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社ワイシーシー 代表取締役 西木達哉

川越市脇田本町一番地五 他

（変更後）株式会社ワイシーシー 代表取締役 土橋武

神奈川県相模原市古淵二丁目十四番二十号 他

ハ 変更年月日

平成二十一年六月二十九日（代表者）

平成二十一年七月一日（住所）

ニ 届出年月日

平成二十一年十二月二十五日

三 縦覧期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

日高市字鹿山三百八番地一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二四五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 四カ所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 三カ所

ハ 変更年月日

平成十七年六月三十日

二 届出年月日

平成二十一年十二月二十五日

ニ 縦覧期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年一月十五日から平成二十二年五月十七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
金屋土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	清水 寛	本庄市児玉町長沖三二番地二
同	森田 慶次郎	同 保木野九番地
同	小峯 寛	同 飯倉七一二番地
同	廣瀬 金蔵	同 金屋七四四番地
同	田島 高治	同 児玉一三三一番地
同	倉林 聖三	同 金屋七七番地
同	笠原 廣吉	同 秋山二八〇一番地
同	杉山 典男	同 塩谷六五〇番地
同	大澤 信吉	同 八幡山三六一番地
同	倉林 正典	同 金屋九五一番地
同	森本 八馬二	同 宮内一四五六番地
同	須川 武	同 田端三四八番地
同	笠原 忠良	同 同 五一番地一
同	根岸 重幸	同 小平一八六一番地二
同	清水 義雄	同 同 一七五番地
同	根岸 正安	同 元田二二三番地二
同	榊 豊彦	児玉郡神川町大字八日市二五五八番地
監事	鈴木 文雄	本庄市児玉町保木野三九三番地
同	内田 義雄	同 同 塩谷三一四番地
同	倉林 利昌	同 同 金屋四二五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	清水 寛	本庄市児玉町長沖三二番地二
同	倉林 栄市	同 同 金屋六八番地一
同	根岸 克己	同 同 秋山二一七五番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
倉林茂男	鈴木文雄	大谷隆治	榊豊彦	根岸正安	清水義雄	間正長平	笠原忠良	須川武	森本八馬二	関口隆敏	廣瀬金蔵	倉林典男	本郷弥平	田島高治	杉山修一	森田慶次郎
同	同	本庄市児玉町塩谷一九三番地	児玉郡神川町大字八日市二五五八番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	本庄市児玉町保木野九番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
金屋四三四番地	保木野三九三番地			元田二一三番地二	同 一七五番地	小平一六四六番地一	同 五一番地一	田端三四八番地	宮内一四五六番地	飯倉一八三番地	金屋七四四番地	金屋一八二番地	八幡山二二六番地	児玉一三三一番地	塩谷五九〇番地	

告 示

埼玉県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旭土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所	
理事	鈴木 洋市	吉川市大字川藤	一八三五番地
同	山崎 武男	北葛飾郡松伏町大字下赤岩	八九九番地

告示

埼玉県告示第六十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

秩父市荒川日野字大仁田一九三七の一、本庄市児玉町太駄字扇打一三二〇、一三二一、二七一五の一、字馬不入二七四三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大仁田一九三七の一（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第七十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

飯能市大字虎秀字小山一四の二（次の図に示す部分に限る。）
大字坂元字河原一三六七の一、一三六八の一、一三六九、一三七三の一、一三七五の一、一三七五の二、一三七六の一から一三七六の三まで、一三七六の六、一三八一、一三八二の一、一三八五の一、一三八五の二、大字上直竹上分字黒指二二一、二二五、大字上名栗字小入三一五九の一・三一六〇の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
字高谷七六四、七六九、七七〇の一、七七〇の二、七七一、七七三、七七四の一、七七四の二、七七五、七七六の一、七七六の二、七七七の一、七七七の二、七八八から七八一まで、七八二の一、七八二の二、七八三、七八八、七八九、七九二から七九四まで、三三七七、字栗久保七九七、七九八、字釜淵八二〇、八二一、三三七九、字西穴沢八五六、八五七、八五八の一、八五九から八六一まで、八六四の三、字入沢一五二七の三、一五二八の一、一五二八の二、一五二九から一五四三まで、一五五〇（次の図に示す部分に限る。）
一五五一、三三一七、大字下名栗字丹木林一九二二の一、秩父市黒谷字大平一九七八、一九七九の一、字久保畑二三七一の三、二三七一の四、秩父郡皆野町大字下日野沢字強清水三五五六の一、三五五六の三、東秩父村大字白石字丸塚六〇の一、六〇三、六〇五、六〇八、比企郡小川町大字腰越字赤谷二七〇〇の一、二七〇二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

字小山一四の二・字黒指二二一・二二五（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
字小入三一五九の一、三一六〇の一、字入沢一五二八の一・一五二八の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
一五二九、一五三〇・一五三一・一五三三から一五三六まで・一五五〇・一五五二
一・三三一七・字丹木林一九二二の一・字大平一九七八・一九七九の一・字

久保畑二三七一の三・二三七一の四・字強清水三五五六の一（以上十五筆について、次の図に示す部分に限る。）
（三五六の三

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

告示

埼玉県告示第七十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

本庄市児玉町稻沢字上ノ入山内八六三の二、八六三の三、字上ノ前耕地九六二、児玉町河内字男体山五九二の三、字猪見岩五九四の二、五九五、字神子沢六〇九、字十二天七三八の一、字峠七四六の一、七四六の三、字笹山七六八の一、七六八の三、七六八の四、字多ノ入八九一の一、八九一の三、字橋倉沢八九五の一、八九五の三、八九八、字西橋倉沢九一五の一、九一八の二、字大平九一九の三、九二〇、九三〇、九三五の一、字芋ヶ平九七九、九八〇の一、九八二の一、児玉町太駄字不動一九〇二の一、字愛輪二〇二三、三三四〇、三三五八、字十二天二〇七六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第七十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

飯能市大字下名栗字丹木林一九〇八、一九一〇（次の図に示す部分に限る。）
一九一一、大里郡寄居町大字西ノ入字後山四〇一の一、四〇一の三、四〇二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字丹木林一九〇八・一九一〇・一九一一・字後山四〇一の一・四〇二の一

(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに飯能市役所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

所沢市大字新郷二〇四の三四、二〇四の三七、二〇四の四二、二〇四の四三、

二一四の二

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年一月五日に県営土地改良事業赤平川地区（下蒔田地区）（中山間地域総合整備事業）の換地処分をした。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から

平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

宮代町宮代二丁目、宮代三丁目及び字道佛の各一部

四 事務所の所在地

南埼玉郡宮代町字道佛四一五番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年二月十二日

六 変更認可の年月日

平成二十二年一月十五日

告 示

埼玉県告示第七十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、春日部都市計画粕壁三丁目A街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

粕壁三丁目A街区市街地再開発組合

二 事業施行予定期間

組合設立認可公告の日から平成二十二年三月まで

三 施行地区

春日部市粕壁三丁目の一部

四 事務所の所在地

春日部市粕壁三丁目十番四十三号

五 施行認可の年月日

平成十八年二月十四日

六 変更の内容

設計の概要、事業施行期間、資金計画、添付図書

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十二年一月十五日

告 示

埼玉県告示第七十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、上尾都市計画「上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可した」ので、次のとおり公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

上尾中山道東側地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十五年一月

三 施行地区

上尾市上町一丁目の一部、上尾市宮本町の一部

四 事務所の所在地

上尾市仲町一丁目七番八号

五 施行認可の年月日

平成十九年十二月二十五日

六 変更の内容

設計の概要、事業施行期間、資金計画、添付図書

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十二年一月十五日

告 示

埼玉県農林総合研究センター所長告示第一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県農林総合研究センター所長 金 本 伸 郎

平成21年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他検査	
			項目	指摘事項			
魚節煮かす	千成産業株式会社	9.0 千成魚節煮かす	主成分 - TN				
米ぬか油かす及びその粉末	築野食品工業株式会社	脱脂米糠	主成分 - TN、TP、TK				
乾燥菌体肥料	千成産業株式会社	6.2 千成乾燥菌体肥料	主成分 - TN、TP 有害成分 - カドミウム				
混合有機質肥料	千成産業株式会社	千成混合有機質肥料	主成分 - TN、TP 有害成分 - ひ素、カドミウム				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量

告 示

埼玉県農林総合研究センター所長告示第二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県農林総合研究センター所長 金 本 伸 郎

平成21年11月分

特殊肥料 の指定名	生産（輸入又は販売） 届出業者	届出 名	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	千成産業株式会社	千成リサイクル堆肥	3.74	2.21	1.05	38	141	2.72	7.4	25.65		
	柳田繁吉	複合発酵バイオ堆肥	3.22	6.79	2.92	291	713	6.06	9.1	19.45		
	埼玉酪農業協同組合	グランド・フード	1.16	0.70	0.98	12	90	1.16	7.7	70.11		
	創研テクノス株式会社	米ぬか脱水ケーキ	0.53	1.98	0.02	9	69	0.30	6.9	86.67		
	株式会社グリーンニューマッド	パーフェクト	0.37	0.18	0.09	22	46	0.47	25.1	63.66		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

告 示

埼玉県農林総合研究センター所長告示第三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十一年十一月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県農林総合研究センター所長 金 本 伸 郎

1. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要											備考		
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	加ソム %	り ん %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシ 消化率 %	T D N %	M E Kcal/kg		その他 の検査 (水分) %	
相馬商事株式会社 東京支店 東京都港区三田 3-4- 11	21.11.16 山一商事株式会社 東松山市上野本 2181	US アルファルファ	21.10	14.6	1.5	28.1	6.9	0.78	0.24	14.6						13.5	
同上	同上	US スーダン	21.10	4.2	1.5	32.4	7.2	0.28	0.17	4.2						12.1	
三洋貿易株式会社 東京都千代田区神田 錦町 2-11	同上	US チモシー	21.11	3.8	2.0	31.3	3.7	0.13	0.11	3.8						14.0	
株式会社ベンチャーウイ スキー秩父蒸溜所 秩父市みどりが丘 49 番地	21.11.20 同左	ウイスキー粕	21.11	3.7	2.0	4.0	0.7	0.04	0.27	3.7						76.9	
同上	同上	ウイスキー蒸溜残液	21.11	1.2	0.0	0.0	0.4	0.01	0.07	1.2						96.2	
有限会社アグリ・ク レイン乾燥飼料工場 深谷市永田 2108	21.11.25 同左	食品残渣乾燥飼料	21.11	13.5	8.7	1.5	2.8	0.29	0.30	13.5						11.1	

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
相馬商事株式会社東京支店 東京都港区三田3-4-11	山一商事株式会社 東松山市上野本2181	飼料	US アルファルファ	21.10	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
同上	同上	飼料	US スーダン	21.10	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
三洋貿易株式会社 東京都千代田区神田錦町2-11	同上	飼料	US チモシー	21.11	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
株式会社ベンチャーウイスキー 秩父蒸溜所 秩父市みどりが丘49番地	同左	飼料	ウイスキー粕	21.11	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
同上	同上	飼料	ウイスキー蒸溜残液	21.11	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
有限会社アグリ・クレイン乾燥飼料工場 深谷市永田2108	同左	飼料	食品残渣乾燥飼料	21.11	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋 山 幸 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧新別
	一地先まで	本庄市児玉町秋山字大町七一七番一地先から同市児玉町秋山字下河原一八三一番	区間
一五・〇〇	一一・六〇	一二・七〇	敷地の幅員 (メートル)
一七四・七〇	一六〇・〇〇		延長 (メートル)
	路の設置	占用工事に伴う迂回	備考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋 山 幸 男

路線名	二百五十四号
供用開始の区間	本庄市児玉町秋山字大町七一七番一地先から同市児玉町秋山字下河原一八三一番一地先まで
供用開始の期日	平成二十二年一月十八日
備考	平成二十二年一月十五日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一七四・七〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十月二十日

指令川建セ第二一〇〇七六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月八日

第二一〇一五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字中新井字天神町四三二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字中新井四三三番地

富岡 如恵

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十二月十八日

指令熊建セ第二一 二七三号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十一日

熊建セ第百四十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北大栗字新井二四 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

蓮田市大字根金一六一二番地 落合 正美

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年七月三日

指令熊建セ第二一〇〇〇四一号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十二日

熊建セ第百四十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷字上郷四七二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市花崎三丁目二七番地九ディアス・ユーアイー〇一号

若林 佐知夫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十二月二十一日

指令越建セ第二一〇〇八三一号

二 検査済証番号

平成二十二年一月七日

第三四八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字本郷字東上四一六一・四一七一・四一七二・四一八

―一・四一八―二・四二〇―一・四二五―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目一番二号

株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年八月三十一日

指令越建セ第二一〇〇八〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月八日

第三五一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字本郷字東上二八五―三、二八五―四、二八五―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市中三丁目一三番八号

石塚 乙子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年八月十八日

指令越建セ第二一〇〇七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月八日

第三五二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字本郷字東上二八五一一、二八五―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市南二丁目九番二四号

山本 太輔

告 示

埼玉県教委告示第一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年一月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十二年一月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年一月十九日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他